

金沢都市計画地区計画の変更（金沢市決定）

金沢市若松・鈴見地区 他 32 地区

風営法の改正に伴う地区計画の用途制限の変更を行う地区 33 地区

No.	名 称	位 置	規 模
1	4. 金沢市若松・鈴見地区	金沢市鈴見町郡家山、もりの里2丁目、もりの里3丁目及び若松町南の全部並びに上若松町、鈴見台1丁目、田上町、もりの里1丁目、若松町（南を除く。）及び若松町3丁目の各一部	64.5ha
2	13. 鞍月地区金沢駅港線	金沢市鞍月4丁目、鞍月5丁目、戸水1丁目、戸水2丁目及び湊4丁目の各一部	27.8ha
3	14. 鞍月東地区	金沢市大友町ハ、大友1丁目、大友2丁目、鞍月5丁目、御供田町イ及び戸水1丁目の各一部	23.4ha
4	15. 鞍月西地区	金沢市鞍月3丁目の全部並びに鞍月4丁目及び戸水2丁目の各一部	24.1ha
5	17. 石引4丁目地区	金沢市石引4丁目の一部	1.3ha
6	18. 安原中央地区	金沢市上安原1丁目及び中屋2丁目の全部並びに上安原町、上安原2丁目、中屋1丁目、福増町南及び北並びにみどり3丁目の各一部	71.8ha
7	19. 福久町東部地区	金沢市福久1丁目及び福久2丁目の全部	18.7ha
8	22. 田上第五地区	金沢市田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目、田上の里1丁目及び田上の里2丁目の全部並びに田上町ニ及び神、田上本町4丁目並びにもりの里1丁目の各一部	43.6ha
9	23. 田上本町地区	金沢市朝霧台1丁目、朝霧台2丁目、田上本町1丁目、田上本町2丁目及び田上本町3丁目の全部並びに田上町レ、ナ、ラ及び神、田上1丁目、田上本町並びに田上本町4丁目の各一部	54.0ha
10	24. 金沢西部第二地区	金沢市畷田東2丁目、畷田東3丁目、畷田東4丁目、畷田中2丁目、畷田中3丁目、畷田中4丁目、畷田西3丁目、鞍月3丁目、寺中町ホ及び無量寺4丁目の各一部	35.2ha
11	25. 八日市出町地区	金沢市八日市出町の一部	10.7ha
12	28. 松村第二地区	金沢市松村3丁目の全部並びに松村4丁目及び松村7丁目の各一部	27.6ha
13	29. 大桑第三地区	金沢市大桑1丁目、大桑2丁目及び大桑3丁目の全部	30.2ha
14	30. 野田地区	金沢市大桑町、長坂町、長坂1丁目、長坂2丁目及び野田町の各一部	28.7ha
15	33. 三池高柳地区	金沢市三池栄町の全部及び三池新町の一部	14.3ha
16	35. 三口第二地区	金沢市三口町土の全部並びに三口町木及び金の各一部	10.2ha
17	38. いなほ工業団地地区	金沢市いなほ1丁目及びいなほ2丁目の全部	15.0ha
18	39. 木曳野地区	金沢市桂町イ、木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目及び木曳野4丁目の各一部	24.1ha
19	40. 戸板第二地区	金沢市示野町チ、戸板3丁目、戸板4丁目及び戸板西2丁目の全部並びに桜田町1丁目、示野町ロ、ハ及びト、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目、薬師堂町イ及びロ並びに若宮町チの各一部	49.4ha
20	42. かたつ工業団地地区	金沢市かたつの全部	6.5ha
21	43. 無量寺第二地区	金沢市無量寺町ハ、無量寺4丁目及び無量寺5丁目の各一部	19.0ha
22	46. 堅町商店街地区	金沢市片町1丁目及び堅町の各一部	2.2ha
23	47. 東金沢イースト地区	金沢市小坂町、高柳町及び三池町の各一部	3.2ha
24	50. サンシャイン鳴和地区	金沢市小坂町西及び鳴和町の各一部	1.4ha
25	57. 南森本地区	金沢市福久町ハ及び南森本町ニの各一部	2.0ha
26	59. イータウンかなざわ地区	金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部	5.0ha
27	61. 大河端地区	金沢市大河端町及び須崎町の各一部	16.6ha
28	62. 副都心北部直江地区	金沢市近岡町、問屋町3丁目、直江町及び直江北1丁目の各一部	42.2ha
29	63. 副都心北部大友地区	金沢市大友3丁目の全部並びに大友町ハ、大友1丁目、大友2丁目及び南新保町リの各一部	10.7ha
30	64. 米泉町10丁目地区	金沢市米泉町10丁目の一部	10.6ha
31	68. 金沢森本インター工業団地地区	金沢市河原市町の一部	11.0ha
32	70. 福久町地区	金沢市福久町ホの一部	0.8ha
33	71. 旧戸板小学校地区	金沢市二口町ハ及び若宮町チの各一部	1.1ha

1. 金沢市若松・鈴見地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
センター地区 サブセンター地区	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号又は第6号に該当する営業の用に供する建築物 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号又は第8号に該当する営業の用に供する建築物で、施設に利用する敷地面積の総合計が、4,000㎡を超えて設置されるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業の用に供する建築物 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業の用に供する建築物で、施設に利用する敷地面積の総合計が、4,000㎡を超えて設置されるもの

2. 鞍月地区金沢駅港線地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店）又は第6号（区画席飲食店）に該当する営業の用に供する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店）又は第3号（区画席飲食店）に該当する営業の用に供する建築物

3. 鞍月東地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店）又は第6号（区画席飲食店）に該当する営業の用に供する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店）又は第3号（区画席飲食店）に該当する営業の用に供する建築物

4. 鞍月西地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店）又は第6号（区画席飲食店）に該当する営業の用に供する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店）又は第3号（区画席飲食店）に該当する営業の用に供する建築物

5. 石引4丁目地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号、第8号に定める営業の用に供する建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に定める営業の用に供する建築物

6. 安原中央地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通・業務地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に該当する営業の用に供する建築物
工業地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に該当する営業の用に供する建築物

7. 福久町東部地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通業務地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に該当する営業の用に供する建築物

8. 田上第五地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区 沿道サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物

9. 田上本町地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道サービス地区 一般住宅地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物

10. 金沢西部第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）及び第6号（区画席飲食店等）に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）及び第3号（区画席飲食店等）に該当する営業の用に供する建築物

11. 八日市出町地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物

12. 松村第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道サービスA地区 沿道サービスB地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（マージャン屋、ぱちんこ屋等）、第8号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（マージャン屋、ぱちんこ屋等）、第5号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する建築物
住宅・軽工業地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物
中層住宅地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）に該当する営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）に該当する営業の用に供する建築物

13. 大桑第三地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区 沿道サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する施設	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する施設

14. 野田地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道地区A 沿道地区B	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する施設	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（まあじゃん屋・ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン・テレビゲーム店等）に該当する営業の用に供する施設

15. 三池高柳地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
地域拠点地区 沿道サービス地区B	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号に規定する風俗営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に規定する風俗営業の用に供する建築物
沿道サービス地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第8号に規定する風俗営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業の用に供する建築物

16. 三口第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号（低照度飲食店等）、第6号（区画席飲食店等）、第7号（まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号（低照度飲食店等）、第3号（区画席飲食店等）、第4号（まあじゃん屋、ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン、テレビゲーム店等）に掲げる営業の用に供する建築物

17. いなほ工業団地地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

18. 木曳野地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
流通業務地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物
沿道サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

19. 戸板第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物
沿道サービス地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物
中層住宅地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
拠点サービス地区B 沿道サービス地区B 住宅軽工業地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物

20. かたつ工業団地地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

21. 無量寺第二地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物
住宅軽工業地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物
一般住宅地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

22. 堅町商店街地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号及び第11項に掲げる営業の用に供する建築物

23. 東金沢イースト地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
地域拠点地区 住宅地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

24. サンシャイン鳴和地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
一般住宅地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

25. 南森本地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物

26. イータウンかなざわ地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区A 拠点サービス地区B	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物

27. 大河端地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区A 拠点サービス地区B	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物

28. 副都心北部直江地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
中層住宅A地区 中層住宅B地区 住宅地区 拠点サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
沿道サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号に掲げる営業の用に供する建築物
流通業務A地区 流通業務C地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物
流通業務B地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物

29. 副都心北部大友地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
沿道地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物
沿道地区B	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物
一般住宅地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物

30. 米泉町10丁目地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
拠点サービス地区	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第7号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物
沿道サービス地区A	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第7号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物
沿道サービス地区B	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物
沿道サービス地区C	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物

31. 金沢森本インター工業団地地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
工業地区A 工業地区B 工業地区C	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物

32. 福久町地区地区計画

建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

朱書きは変更前

地区名	現行	改正
全域	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に掲げる営業の用に供する建築物	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に掲げる営業の用に供する建築物

33. 旧戸板小学校地区地区計画

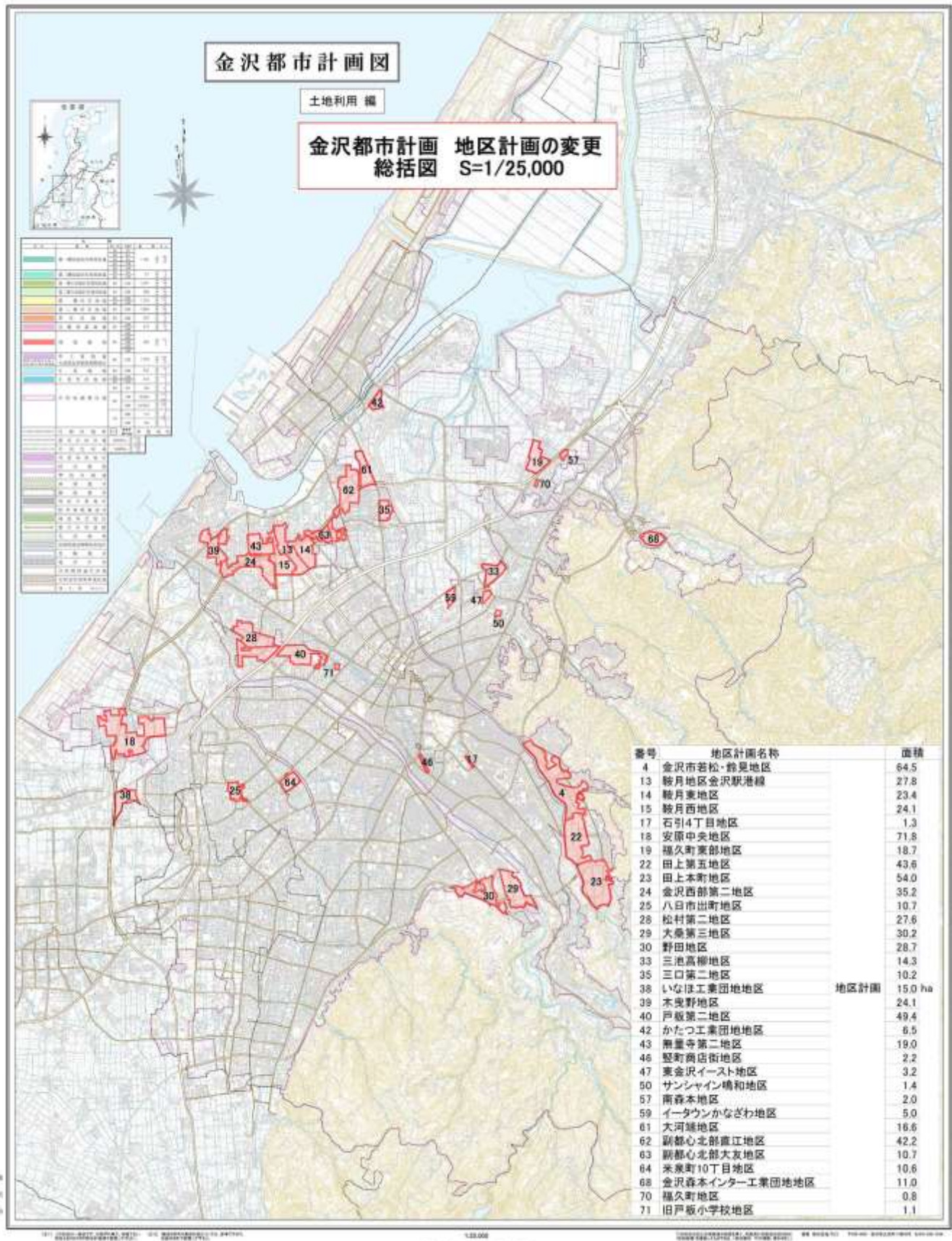
建築物等の用途の制限（変更箇所抜粋）

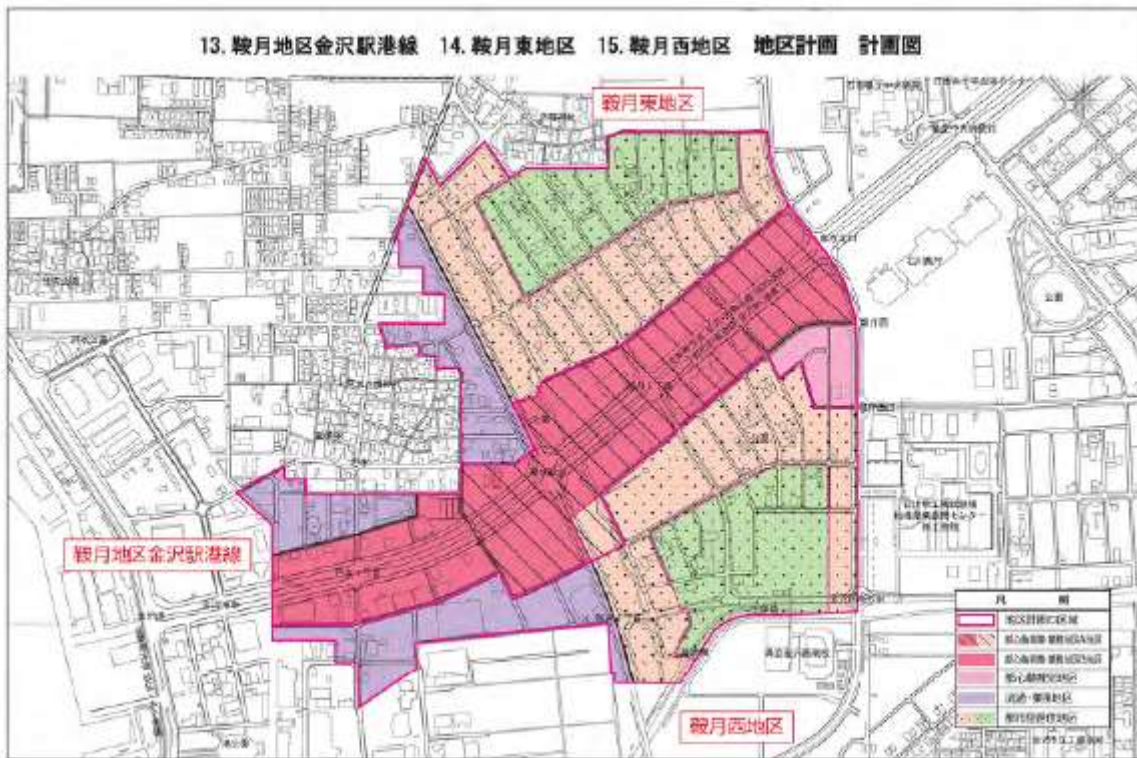
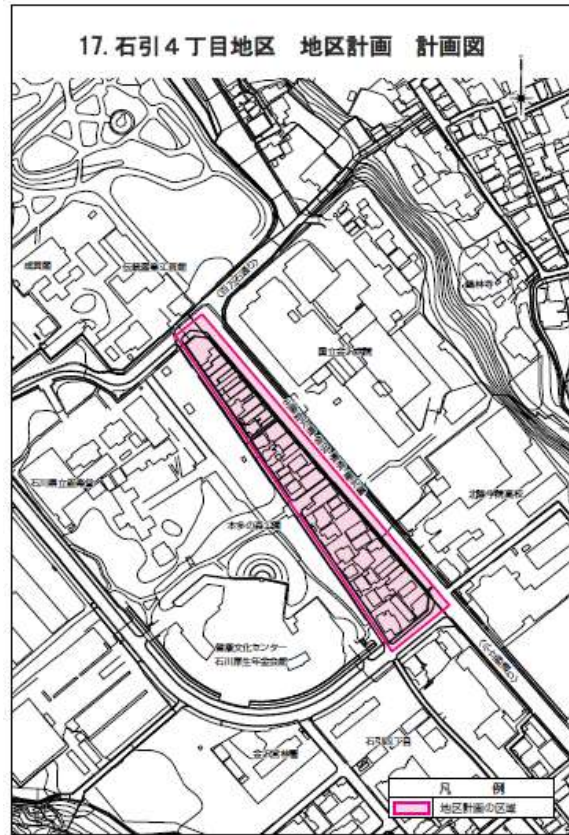
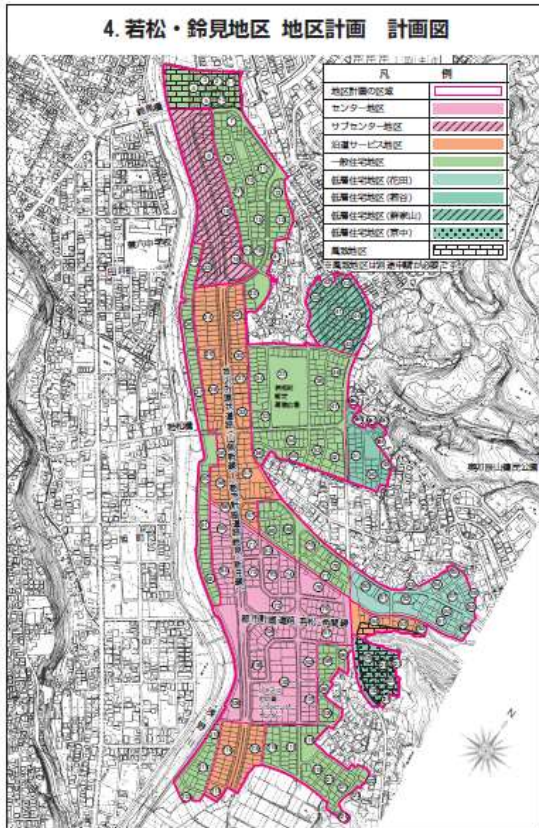
朱書きは変更前

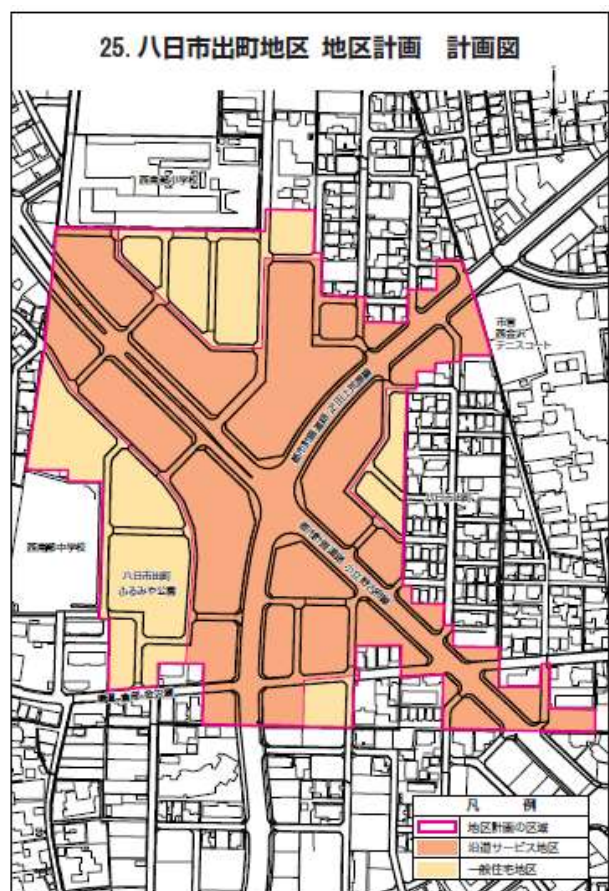
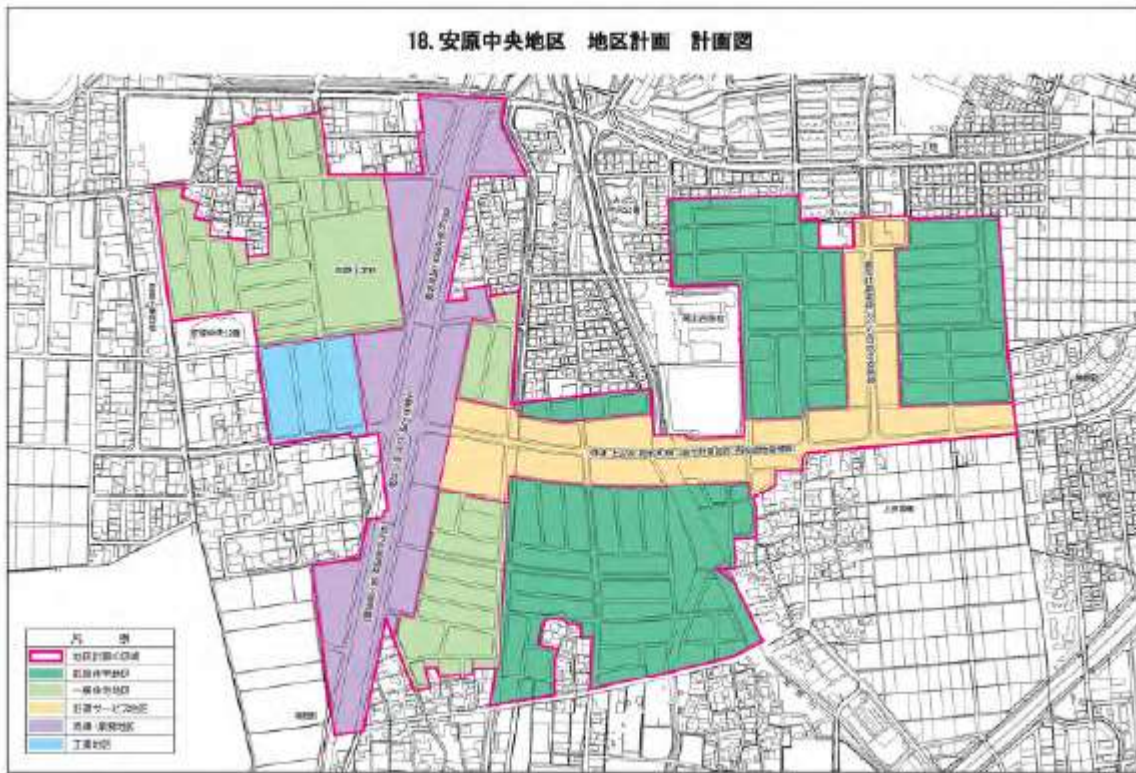
地区名	現行	改正
全域	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物（平成28年6月23日以後にあっては、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物）	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物

(都市計画の決定の内容)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の改正に伴い、建築物等の用途の制限の変更を行う。

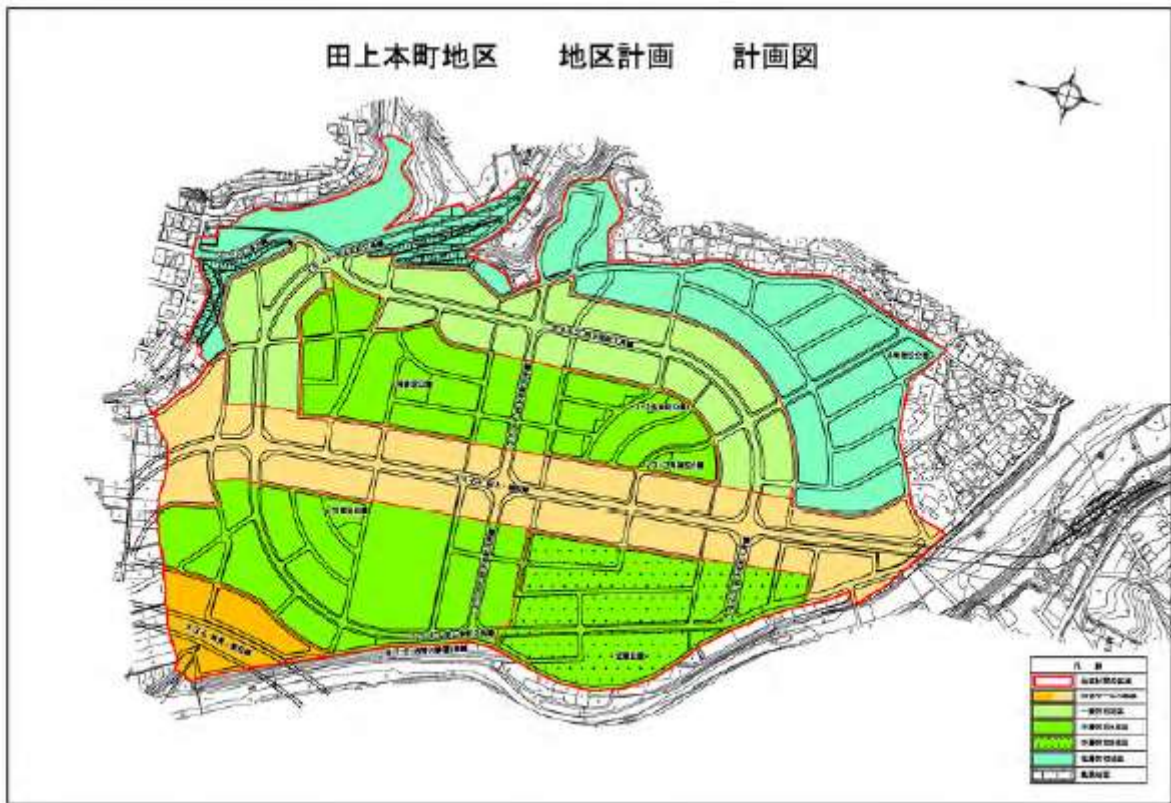
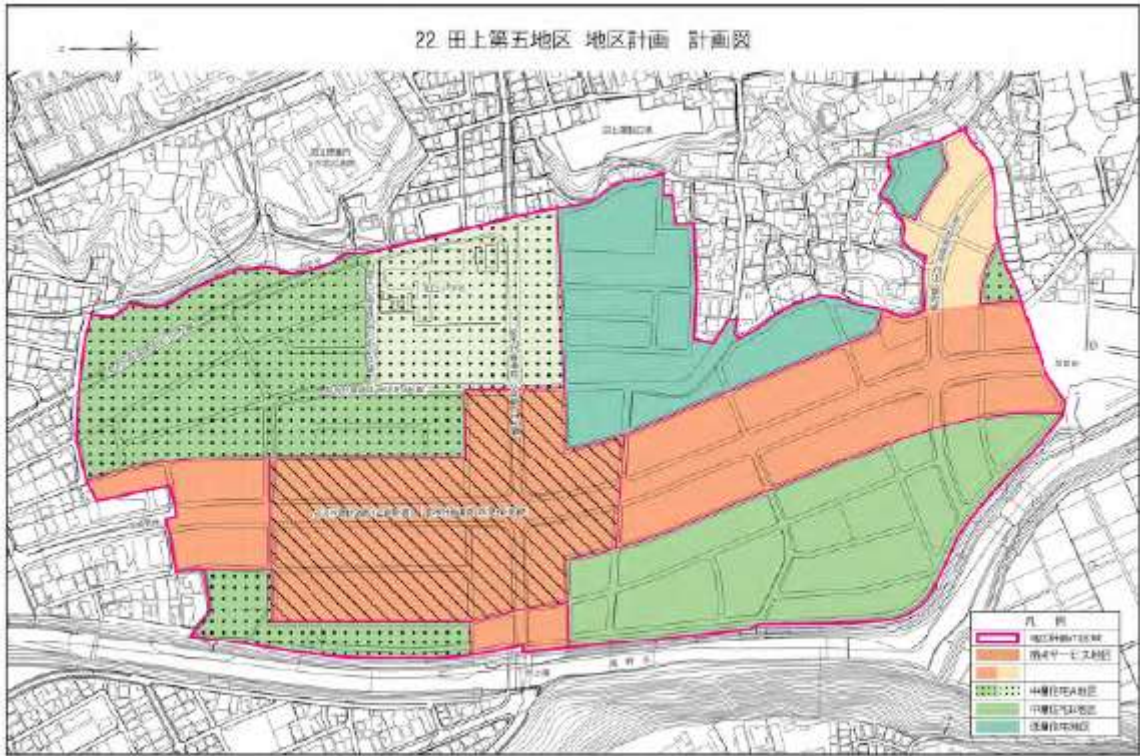


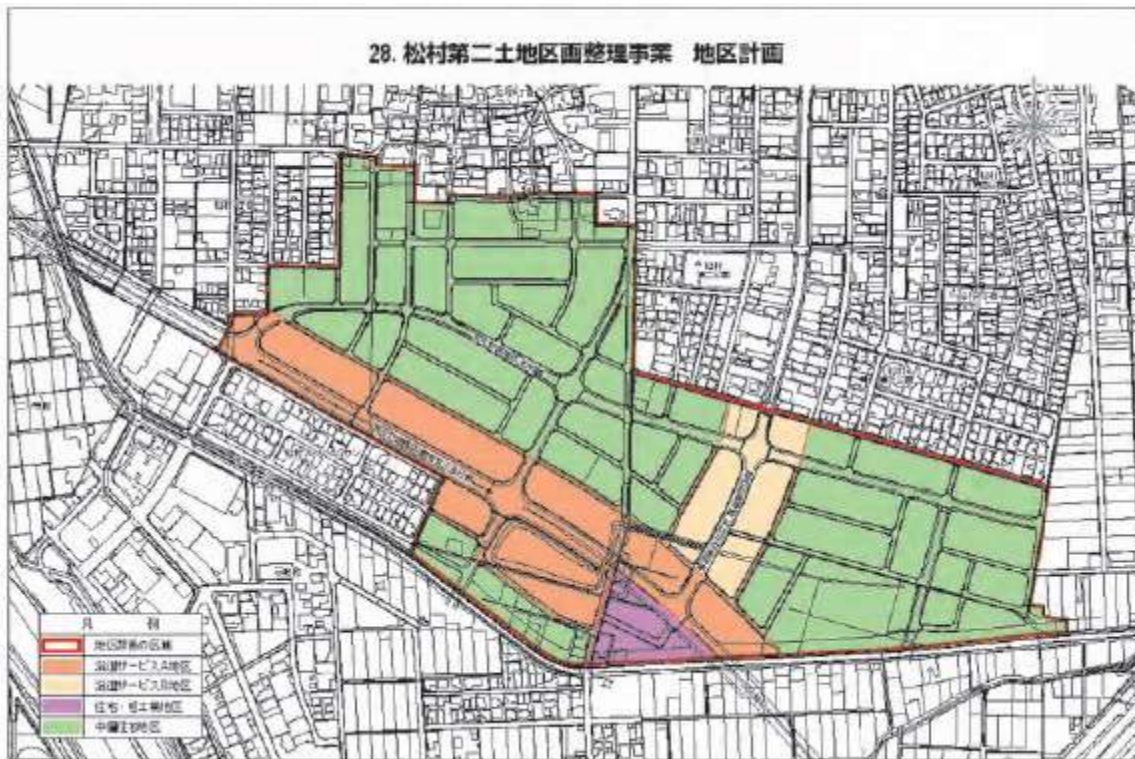
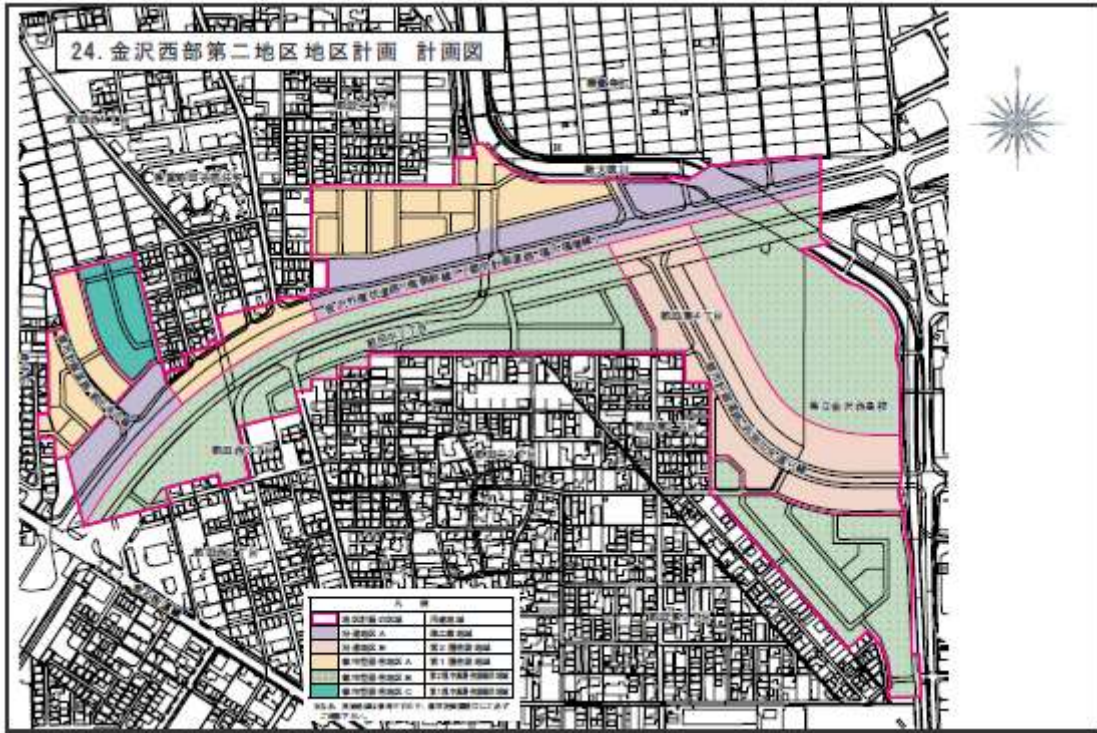




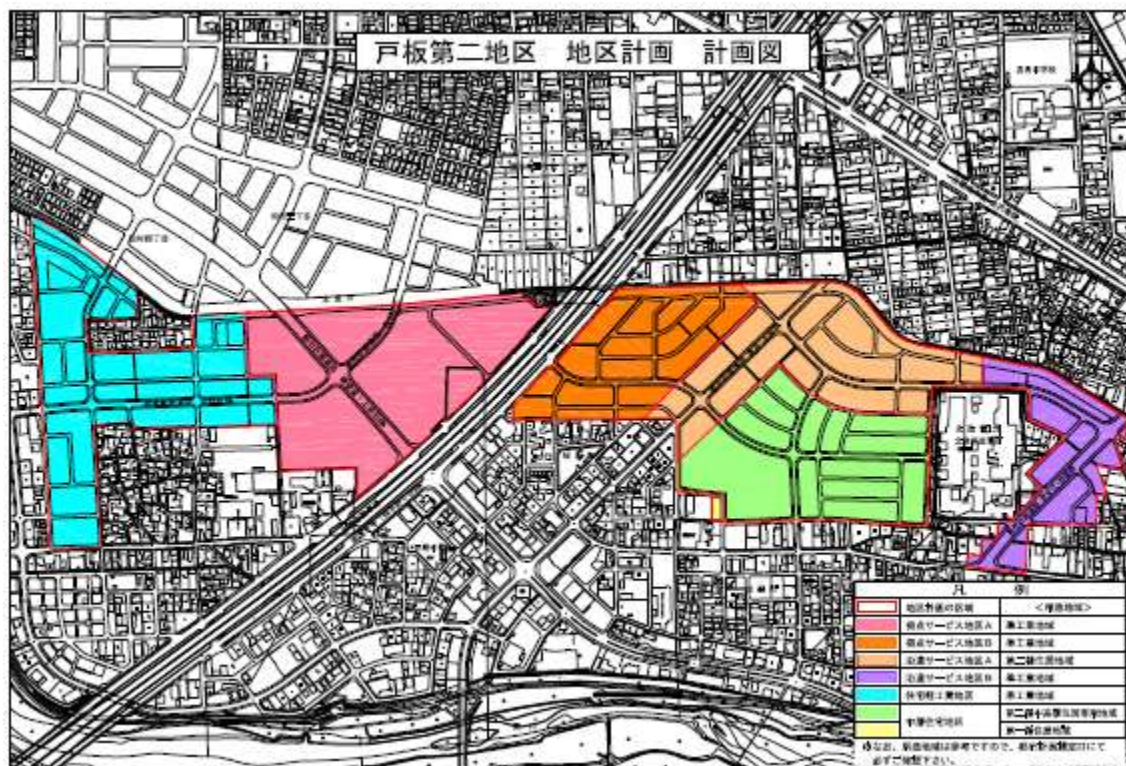
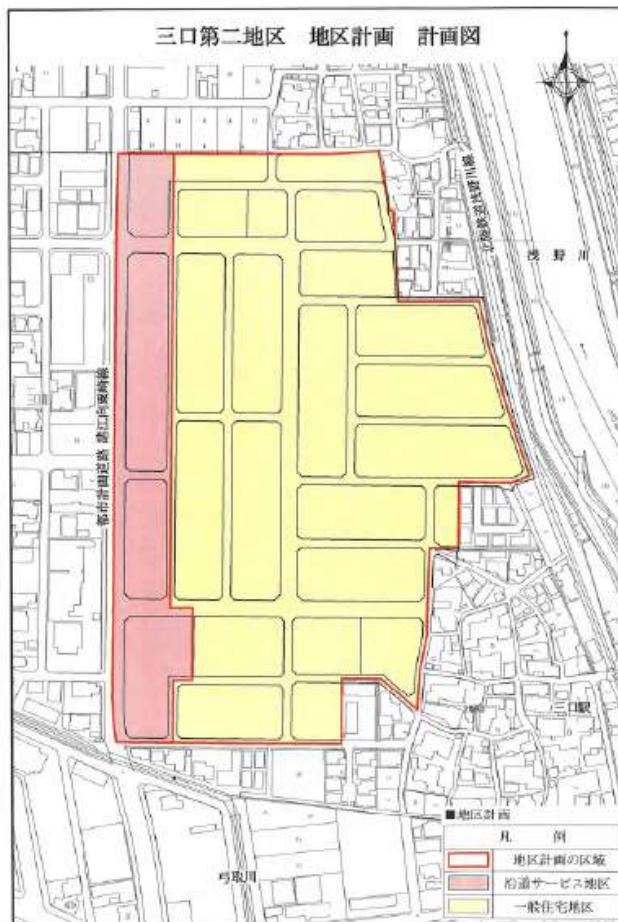
位置图

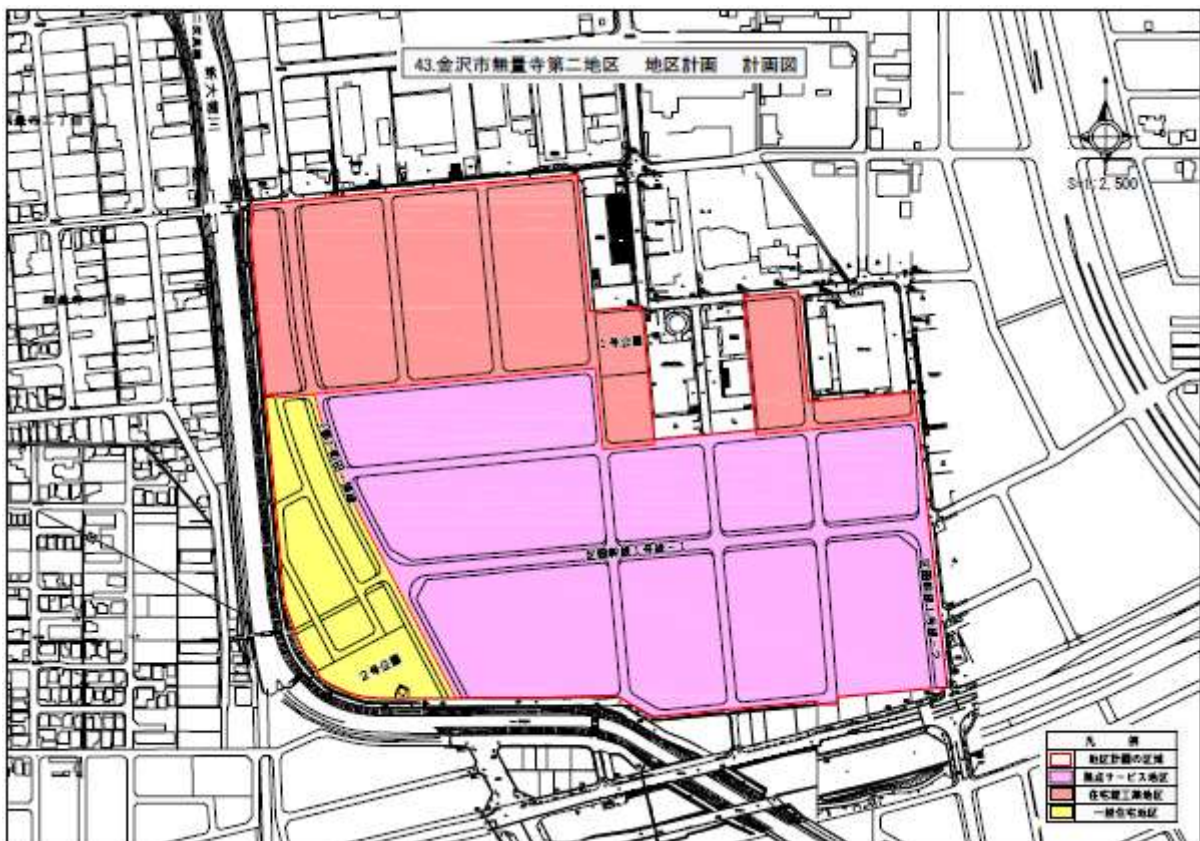
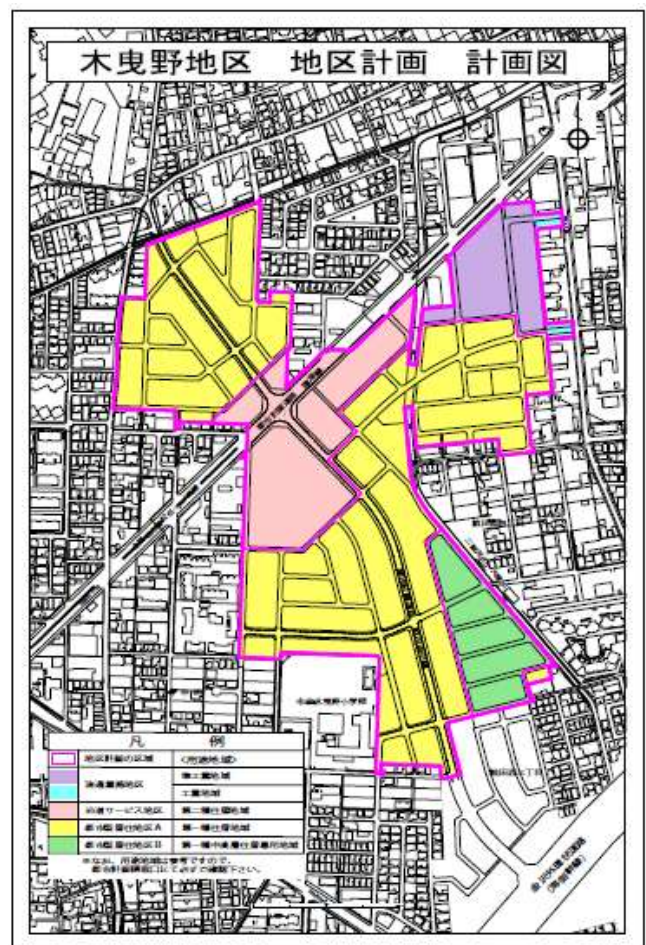
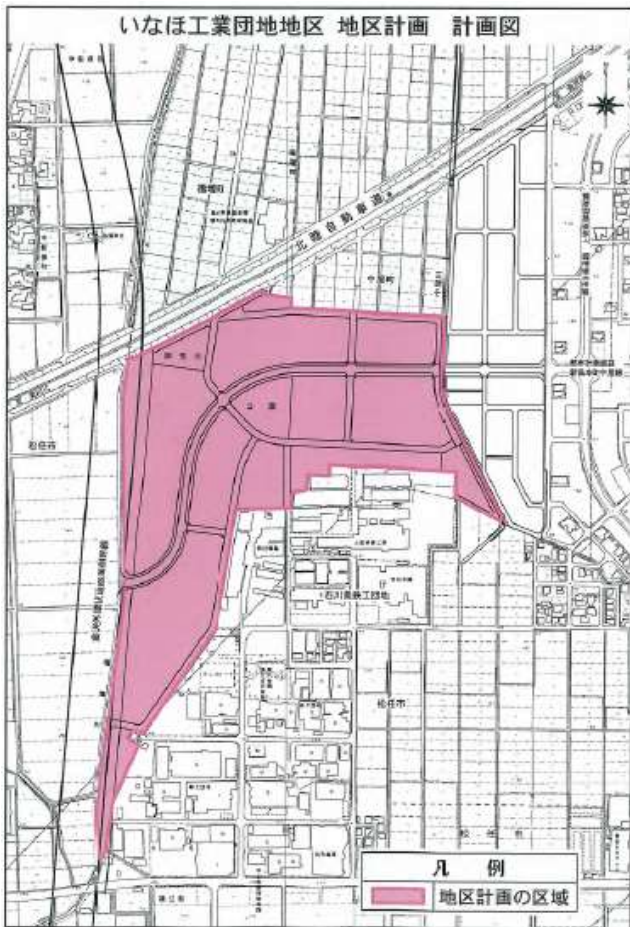
議案第380号

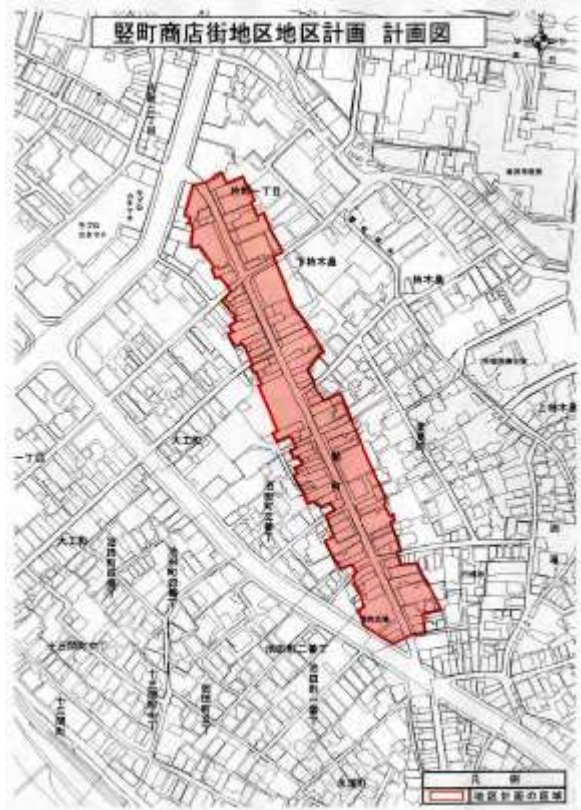
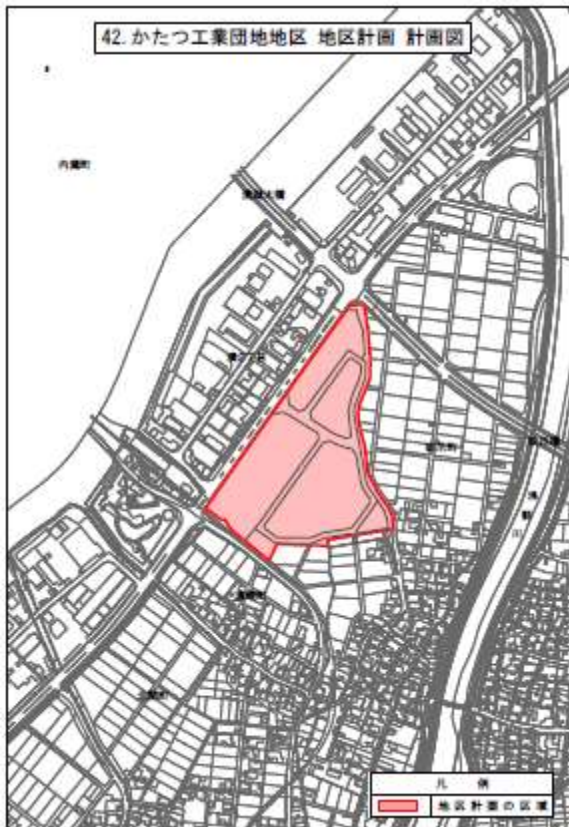


















位置図

議案第380号

